

生駒市規則第 23 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 12 月生駒市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（収集又は運搬の禁止の対象等）

第 1 条の 2 条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市から委託を受けて廃棄物を収集し、又は運搬する者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する再生利用の対象となる物として規則で定めるものは、次に掲げる物とする。

- (1) 新聞紙、雑誌、段ボールその他再生利用の対象となる古紙
- (2) ガラスびん
- (3) 缶
- (4) ペットボトル

3 市長は、条例第 12 条の 2 第 2 項の規定により命じようとするときは、収集・運搬禁止命令書（様式第 1 号）により、その者に対して命ずるものとする。

第 3 条第 2 項中「様式第 1 号」を「様式第 1 号の 2」に改める。

第 11 条第 1 項、第 14 条及び第 19 条中「1 に」を「いずれかに」に改め

る。

様式第 1 号を様式第 1 号の 2 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

第 号
年 月 日

収集・運搬禁止命令書

住所
氏名

殿

生駒市長

印

あなたは、生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、市長がごみ収集場所として認めた場所に排出された廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶、ペットボトルその他の再生利用の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬する行為の禁止を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、条例第25条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

記

条例第12条の2第1項の規定に違反した事実等

日 時	年 月 日 時 分 ごろ
場 所	生駒市
違 反 行 為	新聞紙、雑誌、段ボールその他 再生利用の対象となる古紙 ガラスびん 缶 ペットボトル を上記場所から 収集 した。 運搬
車 両 番 号 等	
備 考	

（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成21年12月31日までの間に限り、改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号の規定の適用については、同様式中「この命令に」とあるのは、「平成22年1月1日以後この命令に」とする。